平成２４年（フ）第３７９号
和歌山市有本291番地の２　嶋本マンション106号
債務者　岡本　信子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５４号
東京都国立市中１丁目６番地の１福井コーポラス国立301
債務者　大高ひとみ
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０号
長野県佐久市志賀5840番地
債務者　伊藤ますみ
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９６１号
東京都東村山市本町４丁目９番地本町アパート22―504
債務者　相内　千治
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９３５号
大阪市東淀川区豊里５丁目24番28号　ＭＯＮＯ豊里２Ｆ号
債務者　松﨑　勝雄
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市木原町1919番地
債務者　横石　靖英
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷82番地２
債務者　岳野　雄輔
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
長崎県佐世保市花高３丁目11番20号、旧住所長崎県佐世保市有福町570番地27
債務者　橋本　昭雄
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
長崎県佐世保市花高３丁目11番20号、旧住所長崎県佐世保市有福町570番地27
債務者　橋本　浩巳
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
長崎県佐世保市木風町1370番地48　ラフロイン木風２－Ｃ、旧住所長崎県佐世保市藤原町15番６号　アンピール藤原903号
債務者　佐藤　　東
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３４５２号
東京都中野区東中野１丁目41―10―101
債務者　冨高　雅史
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５０２号
神奈川県川崎市多摩区寺尾台２丁目８－１－７―505
債務者　古山　美子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１０号
東京都葛飾区堀切２丁目28―23
債務者　徳増　　勲
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５１３号
東京都中野区本町３丁目29―13―1006
債務者　池田　玲美
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５３７号
東京都江戸川区南葛西６丁目10－４―203
債務者　遠藤　孝子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部